



## 《会計・税務の知識》ベンチャー企業の税制優遇措置 ～欠損金の繰戻還付制度～

ベンチャー企業を法人税の税制面から支援する制度についてご紹介したいと思います。

今回は、平成21年の税制改正で中小法人等に対して適用が認められることになった欠損金の繰戻還付制度をみてみましょう。

### 1. 欠損金の繰戻還付制度の内容

欠損金の繰戻還付制度とは、内国法人が青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において欠損が生じた場合において、当該欠損金をその欠損が生じた事業年度（「欠損事業年度」という。）開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度（「還付所得事業年度」という。）の所得に繰戻し、その事業年度の納付した法人税額の全部又は一部の還付を求めることができる制度です。

### 2. 還付請求できる金額

還付請求できる金額は、次の算式によって算定されます。

$$\text{還付請求できる金額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

欠損事業年度の欠損金額は分母の還付所得事業年度の所得金額が限度となります。

### 3. 適用要件

欠損金の繰戻し還付請求は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その適用を申請します。その際に次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度に関して、連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること。
- ③ 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を②の青色申告書に添付して提出していること。

なお、適用要件の例外として還付請求書だけを期限後に提出した場合あるいは還付請求書を期限

後申告書と同時に提出した場合であっても、税務署長においてやむを得ない事情があると認められるときは、その還付請求が認められます。

### 4. 適用対象

この制度は、解散等の事実が生じている場合や設立後5年以内の中小企業者を除き、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間は、原則としてその適用が停止されていました。但し、平成21年度の税制改正により中小法人等については、平成21年2月1日から平成22年3月31日までに終了する各事業年度に生じた欠損金額から繰戻還付の適用ができることになりました。

繰戻還付の請求をできる中小法人等の範囲は次のとおりです。

- ① 普通法人のうち、欠損事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの
- ② 協同組合等又は公益法人等
- ③ 人格のない社団等

### 5. 留意事項

還付所得事業年度で法人税額の特別控除を利用した等で法人税の負担率が低い場合など、将来発生する7年間の所得と欠損金を相殺する欠損金の繰越控除を利用した方が、有利になることがあります。将来、欠損金を上回る所得が生じる見込がない場合や、資金繰りに窮している場合には、欠損金の繰戻還付制度は非常に有効です。一方、そうでない場合には欠損金の繰越控除との有利、不利を慎重に見極める必要があります。

### 6. 結び

昨今の経済状況を考慮すれば、還付所得事業年度を欠損が生じた事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に限定することなく、対象期間を引き延ばせるような税法改正が行われることを期待します。

(担当 小菅)